

○海老名市市民参加条例施行規則

平成17年4月4日

規則第20号

海老名市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市市民参加条例（平成17年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めます。

(その他の市民参加の方法)

第2条 条例第8条第1項第5号の規則で定める方法は、次に掲げるものとします。

- (1) 市民アンケート
- (2) フォーラム（集团的公開討議）
- (3) ワークショップ（参加体験型グループ学習）
- (4) 出前講座
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める方法

(パブリック・コメント)

第3条 条例第9条第1項第1号の対象事項の案及び関係資料は、次に掲げるものとします。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案を作成するに当たっての考え方及び論点
- (3) 市民が当該案の内容を理解するために必要な関連資料

2 パブリック・コメントにより意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を記載して行政に提出するものとします。

- (1) 住所及び氏名（法人等にあつては所在地及び名称）
- (2) 案に対する意見

3 条例第9条第1項第2号の提出方法は、次に掲げるものとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便

- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める方法

4 条例第9条第1項第2号の提出期間は、行政が案等を公表した日から30日以上
の期間とします。

(市民政策提案)

第4条 条例第10条の規定による市民政策提案を行おうとする市民は、次に掲げる事
項を記載し、行政に提出するものとします。

- (1) 住所及び氏名（法人等にあつては所在地及び名称）
- (2) 提案の内容

2 条例第10条第2項第2号の提案の方法は、次に掲げるものとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める方法

3 条例第10条第2項第2号の提出期間は、行政が市民政策提案を求めることを公表
した日から30日以上
の期間とします。

(公聴会)

第5条 条例第11条第1項第2号の対象事項の案及び関係資料は、次のとおりとしま
す。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案を作成するに当たっての考え方及び論点
- (3) 市民が当該案の内容を理解するために必要な関連資料

2 条例第11条第1項第3号の公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲
は、次に掲げるものとします。ただし、行政が必要があると認めるときは、その範
囲を広げ、又は制限することができます。

- (1) 市内に住所のある人
- (2) 市内に事務所のある個人、法人又は団体
- (3) 市内に在勤又は在学の人
- (4) 市内で活動を行う人
- (5) 対象事項に利害を有する人

3 公聴会に出席して意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を記載した書面等を行政に提出するものとします。

- (1) 住所及び氏名（法人等にあつては所在地及び名称）
- (2) 案に対する意見

4 条例第11条第1項第4号の提出方法は、次のとおりとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める方法

5 条例第11条第1項第4号の提出期間は、行政が公聴会の開催を公表した日から30日以上の期間とします。

（審議会等の委員公募）

第6条 条例第12条第1項に規定する審議会等の委員公募は、原則として委員定数の30パーセント以上とします。

2 市民公募の方法を実施しないことができる審議会等は、次に掲げるものとします。

- (1) 法令の規定により委員定数等が指定されているもの
- (2) 市民のプライバシーと密接に関わるもの
- (3) 行政内部の意思形成過程での検討会的なもの
- (4) 特定の項目について有識者の識見を求めるもの

3 行政は、審議会等の委員を公募する場合は、次の事項を公表するものとします。

- (1) 審議会等の名称及び内容

- (2) 資格
- (3) 人数
- (4) 応募方法
- (5) 選考方法
- (6) 任期
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政が必要と認める方法
(審議会等の会議の公開)

第7条 行政は、条例第13条第1項の規定による会議の公開に当たっては、会議が円滑に行われるよう傍聴要領を定めます。

2 行政は、会議を公開するに当たっては、会場のスペース等を考慮のうえ、一定の傍聴席を設けます。ただし、会場のスペース等やむを得ない理由があるときは、傍聴の人数を制限することができます。

3 公開とされた会議であっても、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができません。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の秩序維持に支障となる行為をするおそれがあると認められる者
(会議の非公開の取扱い)

第8条 条例第13条第1項の規定による会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って決定するものとします。

2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとします。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定め

る日から施行します。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、既に着手され、又は準備がされている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加の方法をとることが困難な場合は、第2条から第8条までの規定は適用しません。

(平成17年規則第29号で平成17年10月3日から施行)

附 則(令和4年8月22日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。